

規制の事後評価書(要旨)

政策の名称	適格電気通信事業者に係る技術基準適合維持義務に関する制度の整備		
担当部局	総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課	電話番号: 03-5253-5862	e-mail: kikaku_tyousei@ml.soumu.go.jp
評価実施時期	令和6年4月		
事前評価時の想定との比較	【課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無】 事前評価後、現時点においては課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。 【事前評価時におけるベースラインの検証】 本規制の緩和以前において、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)が基礎的電気通信役務※1を提供するに当たっては、自ら設置した電気通信設備(以下「自己設備」という。)による提供が義務付けられてきたが、辺地、離島等の地域において電話の提供に用いるメタル回線について、老朽化した場合の再敷設や、豪雨災害等により故障した場合の補修が大きな経済的な負担となっていた。そのため、NTT法の改正により、所要の要件を満たす場合に限り、NTT東西が他の電気通信事業者の無線設備を活用した電話(以下「ワイヤレス固定電話」という。)の提供を可能とした。 しかしながら、NTT東西のワイヤレス固定電話は、アナログ電話の代替として基礎的電気通信役務に該当する役務として提供されるものという位置付けを踏まえ、当時の電気通信事業法上、ワイヤレス固定電話の用に供する設備には、アナログ電話用設備に係る技術基準と同等の基準への適合維持義務が課されていたことから、本基準を満たすワイヤレス固定電話を実現することは技術的に困難であり、については、NTT法が改正されても、適格電気通信事業者※2であるNTT東西がワイヤレス固定電話の提供を行うことは、実質、不可能であった。 そこで、上記NTT法改正に合わせ、電気通信事業法において、適格電気通信事業者がワイヤレス固定電話の提供を可能とするための技術基準を見直す規制の緩和を行ったものである。 規制の事前評価時点においては、当該規制の緩和を行わず、従来どおり、アナログ電話の代替として同等の技術基準適合義務をワイヤレス固定電話に求めることとした場合には、適格電気通信事業者であるNTT東西は自己設備のみを用いることにならざるを得ず、今後、人口減少に起因する加入者数の減少等によりNTT東西の経済的負担が著しく増大し、電話のサービスのあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供を維持できなくなるおそれがあった。 事前評価後、現時点においては課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じておらず、ベースラインに変更はない。 ※1 固定電話、緊急通報等、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信役務 ※2 日本全国において、ユニバーサルサービスをあまねく低廉な料金で提供する役割を担い、その収支が赤字の場合、ユニバーサルサービス制度による交付金を受け取る。現在、適格電気通信事業者としてはNTT東西が指定されている。 【規制(緩和)を継続する必要性】 規制の事前評価後、現時点においては当該規制の必要性に大きく影響を与えるような社会経済情勢や科学技術の変化は特段認められない。将来的に適格電気通信事業者による基礎的電気通信役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の維持のため、引き続き当該規制は必要である。		
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	【「遵守費用」の把握】 【事前評価時の測定指標】 ワイヤレス固定電話の提供を可能とするための技術基準に関する見直しにより、適格電気通信事業者(NTT東西)において、基礎的電気通信役務の用に供する電気通信設備の技術基準適合に関する自己確認結果及び管理規程の届出等に係る費用が見込まれるが、新たな技術基準は従来の技術基準の水準を上回らず、手続内容も従来の手続と差異はないため、追加的な費用は限定的である。 【遵守費用】 事前評価時点において、行政費用を定量化していないため、事後評価時点と比較することはできないが、ワイヤレス固定電話の提供を可能とするための技術基準に関する見直しにより、適格電気通信事業者(NTT東西)において、基礎的電気通信役務の用に供する電気通信設備の技術基準適合に関する自己確認結果及び管理規程の届出等に係る費用が発生するところ、新たな技術基準は従来の技術基準の水準を上回らず、手続内容も従来の手続と差異はないため、従来とほぼ同内容の資料作成、提出に係る作業に1社あたり6(人・時間)要すると仮定すれば、概算で時給約3,060円(※)×6(人・時間)×2件(自己確認結果及び管理規程)×2社(NTT東日本及びNTT西日本)＝約73,440円程度の費用がかかると試算できる。 (※)年間平均給与額÷年間総労働時間＝担当者の時給 5,230,000 円÷1,709 時間＝3,060 円 (年間平均給与額については、国税庁「民間給与実態統計調査」(令和4年)の平均給与(正規)、年間総労働時間については、厚生労働省「労働統計要覧」(令和3年)の実労働時間数(事業所規模 30 人以上)による。) 【費用推計との比較】 よって、追加の遵守費用は、事前評価時に想定していたとおり、限定的であると言える。		

	【「行政費用」の把握】 〔行政費用〕 事前評価時点においては、行政費用を定量化していないため、事後評価時と比較することはできないが、基礎的電気通信役務の用に供する電気通信設備の技術基準適合に関する自己確認結果及び管理規程の受理に係る作業に4(人・時間)要すると仮定すれば、概算で時給約3,090円(※)×4(人・時間)×2件(自己確認結果及び管理規程)×2社(NTT東日本及びNTT西日本)＝約49,000円程度の費用がかかると試算でき、追加の行政費用は事前評価時に想定していたとおり、限定的であると言える。 (※)平均給与月額÷1ヶ月当たりの労働時間＝担当者の時給 404,015円÷130.8時間≒3,090円 (平均給与月額は、人事院「国家公務員給与等実態調査」(令和5年)の国家公務員平均給与月額(行政俸給表(一)、1ヶ月当たりの労働時間は、厚生労働省「労働統計要覧」(令和3年)の1ヵ月当たりの所定内労働時間数(事業所規模30人以上)による。) 〔費用推計との比較〕 よって、追加の行政費用は事前評価時に想定していたとおり、限定的であると言える。
	【効果(定量化)の把握】 〔効果〕 本規制の緩和によって、適格電気通信事業者(NTT東西)が無線設備を用いた基礎的電気通信役務の提供が可能となることで、アナログ回線の維持・管理に係る費用等、基礎的電気通信役務の提供に係る費用の低減やユニバーサルサービス制度の交付金の額の減少も見込まれる。 さらに、当該交付金は電話料金を通じて国民が負担しているところ、その負担の抑制にも資することとなる。ただし、その場合の国民負担の軽減については、ワイヤレス固定電話の提供が開始されてからの日数が極めて浅く、どの程度交付金額の減少に寄与しているのか不確かであり、見通しの把握が難しいことから、基礎的電気通信役務の提供に係る費用やユニバーサル制度の交付金の低減の程度を定量的に把握することは困難である。 一方、本規制の緩和の定性的な効果として、本年(令和6年)4月1日から、適格電気通信事業者(NTT東西)によるワイヤレス固定電話の提供が始まった。 〔効果予測との比較〕 事前評価時点と乖離はない。
	【便益(金銭価値化)の把握】 (金銭価値化が可能でないため、該当せず) 〔便益〕 — 〔便益推計との比較〕 —
	【「副次的な影響及び波及的な影響」の把握】 〔副次的及び波及的な影響〕 適格電気通信事業者(NTT東西)による、あまねく日本全国における基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供が維持される。 〔費用推計との比較〕 事前評価時点と乖離はない。
考察	上記のとおり、遵守費用及び行政費用として一定の費用が生じているが、本件規制による真の便益は、適格電気通信事業者の基礎的電気通信役務の提供に係る費用の低減や、ユニバーサルサービス制度の負担金に係る国民の負担の抑制、あまねく日本全国における基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供の維持である。 以上から、本規制による費用の発生は非常に限定的である一方で、その効果は国民に広く有益なものであることから、本規制を継続することが妥当であると考えられる。
備考	